平成２２年（フ）第１６４号
東京都町田市本町田2345番地１公社住宅ホ９―502
債務者　永浜ひとみ
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２００号
東京都多摩市永山２丁目27番地の13アーバンライフＴＡＭＡ317
債務者　高石　芳恵
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７１号
横浜市神奈川区平川町22―６　シルバニアタカギ307、住民票上の住所横浜市金沢区六浦３丁目19番24―305号
債務者　阿部　聡子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３号
山口県周南市大内町13番１号　キャッスル大内101号、前住所山口県周南市中畷町11番１―304号
債務者　佐伯慎太郎
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第６８号
静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎284番地の126
債務者　山本　喜彦
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
静岡県浜松市東区天龍川町303番地の３　Ｊハイム東浜松704号
債務者　片山　宏夫
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９４９号
岡山県備前市浦伊部966番地１
債務者　吉岡　一之
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５０号
岡山県備前市浦伊部966番地１
債務者　吉岡加代子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１号
秋田県仙北郡美郷町六郷字馬場157番地５
債務者　鈴木　雄大
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後４時　秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４８号
川崎市多摩区南生田４丁目19番40―103号
債務者　吉田　洋士
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
川崎市多摩区南生田４丁目19番40―103号
債務者　吉田亜沙美
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５号
長野県佐久市取出町642番地１　取出団地５号
債務者　小池　耕三
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分　長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１号
島根県益田市本俣賀町610番地２
債務者　中村ひとみ
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時15分　松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第９２号
岡山市北区平野700番地１　エクシード平野Ａ201
債務者　谷口　祥昭
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４号
岡山市南区東畦296番地17
債務者　斉藤　歩惟
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０１１号
千葉県市川市柏井町１丁目1779―14
債務者　吉田　知万
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時　東京地方裁判所民事第20部